

# 「子どもが『地域の創り手』プロジェクト」運営業務委託公募型プロポーザル実施要項

## 1 趣旨

年間7地域の学校が、「子どもが『地域の創り手』プロジェクト」を通じて、子どもが主体的に地域課題の解決に向けた取組に参画し、大人に自分の思いや考えを伝え、ふるさと山口の未来に向けた提案をすることにより、子どもたちを「地域の創り手」として育成するように、研修会（以下、プロジェクトパワーアップミーティング）の企画・運営と、各校の個別相談サポート、活動経費の会計管理等を委託する。

## 2 業務の概要

- (1) 委託業務の内容  
別添業務仕様書のとおり
- (2) 委託契約の締結  
最も優れた提案を提出した者と随意契約により委託契約を締結する。
- (3) 委託期間  
契約の日の翌日から令和9年3月12日（金）まで

## 3 予算限度額

2,360千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 対象者

県の入札参加資格者名簿登録業者の中から主催者が指名した者

## 5 提出書類

- (1) 提案書（様式自由：A4） 7部  
○全体運営計画を記載した書類
- (2) 業務に係る参考見積書 1部

## 6 提出方法等

- (1) 提出方法 郵送又は持参
- (2) 提出期限 令和8年5月21日（木）17時まで

## 7 プロポーザルに係る手続き等

- (1) スケジュール
  - ① 公告日 令和8年5月 1日（金）
  - ② 質問書の受付 5月12日（火）17時
  - ③ 質問書の回答 5月15日（金）
  - ④ 提案書（参考見積書を添付）の提出期限 5月21日（木）17時
  - ⑤ 審査結果の通知 5月29日（金）

（※審査については、提案書の書面審査により実施）

## (2) 質問書の受付及び回答

提出書類	質問書（様式第1号）
提出期限	令和8年5月12日（火）17時まで（必着） ※必ず提出先への受付確認をすること。
提出方法	郵送、電子メールの送信のいずれかによること。 ※必ず提出先への受付確認をすること。
提出先	〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁13階 山口県教育庁地域連携教育推進課 地域連携教育班 担当 渡邊 行 TEL 083-933-4661 FAX 083-933-4669 E-mail a50400@pref.yamaguchi.lg.jp
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>質問書を受付次第、電子メール等により随時回答する。（質問書記載の電子メールアドレスへの送信又は電話により回答を行うこととする。）</li><li>回答については、個別の質問の場合を除き、令和8年5月15日（金）に当課ホームページ上に公開する。 ※当課ホームページURL <a href="https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/183/">https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/183/</a></li><li>なお、当該回答は、実施要項、仕様書等を追加または修正したものとして扱うものとする。</li></ul>

## 8 審査及び決定

(1) プロポーザル審査委員会が、委託費の上限額の範囲内の見積金額を提示した各社の提案書について別紙「審査項目及び評価基準」に基づき書面審査を行う。

審査会は、審査による合計得点を最も高い提案書を提出した業者1者を選定する。

なお、応募が1者の場合でも、審査を行うものとする。

(2) 選定された最優秀提案者（契約候補者）と県とが協議し、随意契約により本業務委託の続きを行う。（業務仕様書の内容は、提案された内容が基本とはなるが、採用になった案について、県との協議により必要に応じて内容を変更した上で、契約を締結することもあるものとする。）

(3) 審査結果は提案者全社に対して文書で通知を行うが、結果に係る説明は行わない。

(4) なお、以下のいずれかに該当する場合は失格となるので、注意すること。

- ① 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- ② 提出に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 応募要項に違反すると認められる場合
- ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

## 9 その他留意事項

(1) 提案書等の作成、提出などに要する経費は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提案された書類は審査等のため、必要な範囲において複製することがある。

- (3) 委託業者が決定され次第、当該業者は、参考見積書とは別に正式な見積書を提出すること。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものに係る責任は、全て提案者が負うものとする。

## 10 問い合わせ先

山口県教育庁地域連携教育推進課 地域連携教育班 担当 渡邊  
〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁13階  
TEL 083-933-4661 FAX 083-933-4669  
E-mail a50400@pref.yamaguchi.lg.jp